

主催：東京税理士会 日本橋支部

生前贈与の戦略的提案 ～贈与の各種特例と適用場面を実務的に検証～

令和元年12月6日（金）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

生前贈与概要 ～ 課税庁対策 ～

民法549条（贈与）

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

★要件事実

① 財産を無償で与える意思表示

- 贈与者が認知症だったら？
- 課税庁に対して、認知症でないことをどう主張する？
- 疎明資料を可能な限り用意する

② ①を受諾する意思表示

- 課税庁に対して、②をどう主張するか？
(税務調査（相続）で名義預金として指摘されるのは②がないから)
- 疎明資料を可能な限り用意する

Q. 贈与とは？

Point

① 贈与は双方で契約し、意思を確認しあうことが前提

- 「あげる」「もらう」の意思確認が必要
- もらったら・・・もらった人のもの！
- つまり・・・もらった人が処分できる！
- +a 認知症発症した場合は？



当然ですが
ここが
ポイント！

② 贈与の証拠はきちんとした契約を結ぶことが重要

- 自筆で署名押印したい
- 公証役場で確定日付をもらうと更に良い

③ 法律要件を充足することも贈与成立の条件

- 未成年者の場合には、親権者が代理人として、ものを預かっておく
- 贈与契約書にも、子供の代わりに親権者が署名押印が必要

+a 贈与側：老後資金（生活資金、介護費用、住まい費用）が心配

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険又は当該生命保険に関する権利の課税に当たっては、それぞれの保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法3①一、三5）。
(注)生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。
2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。
このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供達との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払い能力のない子供等を契約者及び受取人として生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①毎年
の贈与契約書、②過去の贈与税の申告書、③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、
④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

- (1) 贈与契約書を毎年作成する（可能であれば確定日付）
 - (2) 受贈者が毎年、**贈与税申告**をする（基礎控除以上）
 - (3) 贈与者が生命保険料控除を行使して確定申告（所得税）をしていないこと
 - (4) 贈与は受贈者の**生活口座**に行い、受贈者自ら管理する
 - (5) 保険料は受贈者の**生活口座**から引落しをする（+ α ）
- **名義預金の論点と同じ**
- **ただし、贈与途中年において、贈与者が認知症発症した場合は？**

贈与契約書チェックポイント

贈与契約書

贈与者〇〇〇〇（以下、甲という）は受贈者〇〇〇〇（以下、乙という）は、以下の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対して現金110万円を贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、第1条に基づき贈与した現金を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに乙が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

以上のおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

（贈与者）

住所 愛知県名古屋市中区〇〇・・・

氏名



（受贈者）

住所 東京都世田谷区〇〇・・・

氏名



日付の信憑性は重要!

→本来は公証役場で確定日付*を取るべきだが・・・

*サンプルは以下



・1通700円必要

・代理人でも確定日付の付与の請求可能

・確定日付の付与は、文書に公証人の確定日付印を押捺することにより、その文書の押捺の日付を確定し、その文書がその確定日付を押捺した日に存在することを証明するもの
つまり・・・

**文書の成立や内容の真実性については
なんら公証するものではない!**

贈与契約書チェックポイント

贈与契約書

贈与者〇〇〇〇（以下、甲という）は受贈者〇〇〇〇（以下、乙という）は、以下の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対して現金110万円を贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、第1条に基づき贈与した現金を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに乙が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

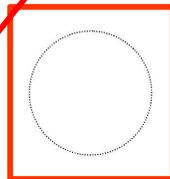
以上のおおりに契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

（贈与者）

住所 愛知県名古屋市中区〇〇・・・

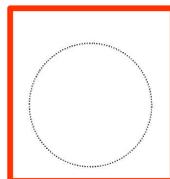
氏名



（受贈者）

住所 東京都世田谷区〇〇・・・

氏名



署名は必要か？（贈与者・受贈者ともに）
→記名（印字）でも法的には問題ないが・・・
→対税務署用の疎明資料としては、可能な限り署名が望ましいと考えます
→字が書けない場合には・・・
記名（印字）で対応 + α

印鑑はどんな種類？（贈与者・受贈者ともに）
→実印でも認印でもOK
→対税務署用の疎明資料としては、実印 + 印鑑証明書 もありえるが・・・
→毎年贈与する場合、煩雑になるため、認印で充分ではないかと思えます
→ただし・・・**私はこうしてます**
贈与者・受贈者がともに
普段使用している印鑑 を使用
→絶対に違う印鑑を使用する！

+ α 収入印紙は？
A.現金贈与の場合は不要

生前贈与概要 ～ 各種特例 ～

現金贈与（5種類の贈与）

■ 現在選択できる贈与

	贈与資産	贈与者	受贈者	非課税限度額	適用期限
暦年贈与	何でもOK	誰でもOK	何歳でもOK	110万円	なし
相続時精算課税贈与 ※1		父母又は祖父母 (1月1日現在60歳以上)	1月1日現在20歳以上の 直系卑属（子、孫） ※2	2,500万円	なし
住宅取得等資金贈与	資金のみ	受贈者の直系尊属	1月1日現在20歳以上 の直系卑属 ※3	300万円～3,000万円	令和3年12月31日まで (2021年12月31日まで)
教育資金一括贈与		受贈者の直系尊属	30歳未満 の直系卑属 ※4	1,500万円 (塾等：500万円※5)	令和3年3月31日まで (2021年3月31日まで)
結婚・子育て資金一括贈与		受贈者の直系尊属	20歳以上50歳未満 の直系卑属	1,000万円 (結婚：300万円)	令和3年3月31日まで (2021年3月31日まで)

※1：住宅取得等資金枠は考慮外とし、一般枠を前提とします。

※2：代襲相続人、養子もOK。

※3：合計所得金額2,000万円以下の者に限る。

※4：合計所得金額1,000万円超の場合は適用なし（平成31年度改正）。

※5：23歳以上の支払については、学校等・教育訓練給付金の支給対象となる支払に限定される（平成31年度改正）。

■ 補足

No1、No2：現金以外の財産（不動産、株式など）も贈与可能

No3, No4, No5：現金（資金）のみ贈与可能

現金贈与（5種類の贈与）

	メリット	デメリット
暦年贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・何と言っても使いやすい ・どんな財産（積極）でも贈与可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与成立可否につき、当局と問題になりやすい ・超過累進税率のため、まとまった金額を贈与しにくい
相続時精算課税贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった金額を贈与しやすい（自社株、収益物件、遺留分対策） ・どんな財産（積極）でも贈与可能 ・価格固定効果がある（ただし諸刃の剣） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度選択したら暦年贈与に戻れない ・年間110万円以下であっても、毎年申告が必要となる ・まとまった金額を贈与した場合、一旦20%の税流出がある
住宅取得等資金贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産を完全に切り離せる ・課税関係の終了が早い 	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金が必要
教育資金一括贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・孫、曾孫への贈与の場合、相続財産を早期に切り離せる（ただし、平成31年度改正に注意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金が必要 ・資金の使用制限があるため、資金を引き出すのが面倒
結婚・子育て資金一括贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金よりも資金使用の用途が広いいため短期での使い切りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金が必要 ・相続財産を完全には切り離せない（ただし、2割加算なし）

+ α 相続時精算課税贈与における過年度贈与の申告漏れ

■ 恥ずかしいミス

平成25年に父からの資金贈与1,800万円につき相続時精算課税を選択し、平成28年10月に追加500万円の資金贈与がなされた。その際に税理士であるあなたに「平成29年3月15日までに贈与税申告が必要か否か」という確認が入ったが、2,500万円の枠内であるため特段、贈与税申告は必要ない旨、回答してしまった。

■ 考え方

相続時精算課税における特別控除（2,500万円）は**期限内**申告書にその控除を受ける金額及び既に控除を受けた金額その他の事項の記載がある場合に限り適用される（相法21の12②）。また、宥恕規定なし（相基通21の12-1）。その結果、本事例では特別控除の枠が残っているが、20%の贈与税課税（+無申告加算税・延滞税）となってしまう。

■ ミス防止策

・相続時精算課税を選択する納税者の場合には、初年度申告の翌年以降の申告を失念すると頭に入れておく。特に110万円以下であったり、特別控除の枠が残っている場合には失念しやすい。

+ α 贈与税) 開示請求書) 相法49①

■ 相続税申告時の確認事項として必須

1. 相続時精算課税贈与

- 多くの場合、提出されていることが想定
- 開始当初 (H15~) の場合、記憶が曖昧のことあり
- 預金履歴も遡及できないため確認必須

2. 相続開始前3年以内贈与

- 贈与税申告書が必ずしも提出されているとは限らない
- 開始前3年超の贈与については確認できないため、預金履歴、通帳により確認必須

+ α 相法49② : 税務署長による開示は**請求後2ヶ月以内** (早めの開示請求を!)

■ 請求方法

1. 相続人自ら請求する場合

- **1) 開示請求書 (添付書類 : 以下3パターンあり)**
①分割の有無、②遺言書の有無、③それ以外

- **2) 開示請求書付表**

2. 代理人が請求する場合

- 上記に加えて、**委任状**

+ α 贈与税) 開示請求書) 相法49①

(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)

第四十九条 **相続又は遺贈** (当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。) **により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者** (以下この項において「**他の共同相続人等**」という。) **がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項 (更正の請求) の規定による更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等** **が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等** **が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格** (当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格) **の合計額** **について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時にける住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。**

2 前項の請求があつた場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請求後二月以内に同項の開示をしなければならない。

+ α 贈与税) 開示請求書) 相法49①

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 平成 年 月 日

【代理人印欄】
住所 氏名 連絡先

開示請求書
住所又は居所 〒 氏名 フリガナ 氏名又は名称 生年月日 被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 相続された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税選択届出者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を提出しています。

4 開示の請求をする理由 (該当する口に✓印を記入してください。)
 相続税の 算定内申書 期限後申告 修正申告 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項 (該当する口に✓印を記入してください。)
 相続財産の全部について分割書 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の一部について分割書 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目全ての口に✓印を記入してください。)
 遺産分割協議書の写し 写しの届出状 贈与書の写し 住民票の写し
 その他 ()
 私は、相続時精算課税選択届出書を 提出しています。

7 開示書の受領方法 (希望される口に✓印を記入してください。)
 直接受領 (交付書又は代理人であることを確認するもの等の写しを添付してください。)
 添付書類(請求書)に添付した封筒に住所及び氏名等の写しを添付してください。

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

本人(代理人) 確認方法 委任の承認

運転免許証 パスポート 健康保険証

その他 ()

開示請求者への承認 ()

委任状の有無 有 無 ()

承認者

(資1-90-1-A4続-)

1 開示対象者に関する事項 (開示対象者が6人以上いる場合に記入してください。)

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 開示請求者 (開示請求者が2人以上の場合に記入してください。)

住所又は居所	〒	〒
フリガナ		
氏名		
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

3

住所又は居所	〒	〒
フリガナ		
氏名		
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

4

住所又は居所	〒	〒
フリガナ		
氏名		
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

1

番号確認	身分確認	確認事項
<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 開示	個人番号カード / 通知カード・通知用紙等
<input type="checkbox"/> 未開示	<input type="checkbox"/> 未開示	その他 ()

2

番号確認	身分確認	確認事項
<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 開示	個人番号カード / 通知カード・通知用紙等
<input type="checkbox"/> 未開示	<input type="checkbox"/> 未開示	その他 ()

3

番号確認	身分確認	確認事項
<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 開示	個人番号カード / 通知カード・通知用紙等
<input type="checkbox"/> 未開示	<input type="checkbox"/> 未開示	その他 ()

4

番号確認	身分確認	確認事項
<input type="checkbox"/> 開示	<input type="checkbox"/> 開示	個人番号カード / 通知カード・通知用紙等
<input type="checkbox"/> 未開示	<input type="checkbox"/> 未開示	その他 ()

(資1-90-2-A4続-) (平38.6)

+ α 贈与税) 開示請求書) 相法49①

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 相続税法第49条第1項の規定に基づく贈与税の申告内容の開示の請求に関する権限。

2 相続税法第49条第1項の規定に基づく贈与税の申告内容の開示の請求に対する開示書の受領に関する権限。

平成____年____月____日

(委任者) 住 所 _____
(必ず、委任者の方が自署押印してください。)

氏 名 _____ (印)

第 _____ 号

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住所又は居所
(所在地) _____

氏名又は名称 _____ 殿 _____ 税務署長 (印)

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

年 月 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、年 月 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住 所 又 は 居 所 (所 在 地)	氏 名 又 は 名 称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

(資4-92-2-A4統一)

住宅取得資金贈与（国税庁HPより）

受贈者ごとの非課税限度額（注1）

1 下記2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅（注4）	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 平成32年3月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	800万円	300万円

2 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅（注4）	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	1,200万円	700万円

（注1）非課税限度額

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記2の表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して新非課税制度の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記1及び2の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

（注2）住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率

個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記2の表には該当しません。

（注3）住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日

新非課税制度の適用を受けるためには、平成33年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については3ページ以降をご参照ください。）。

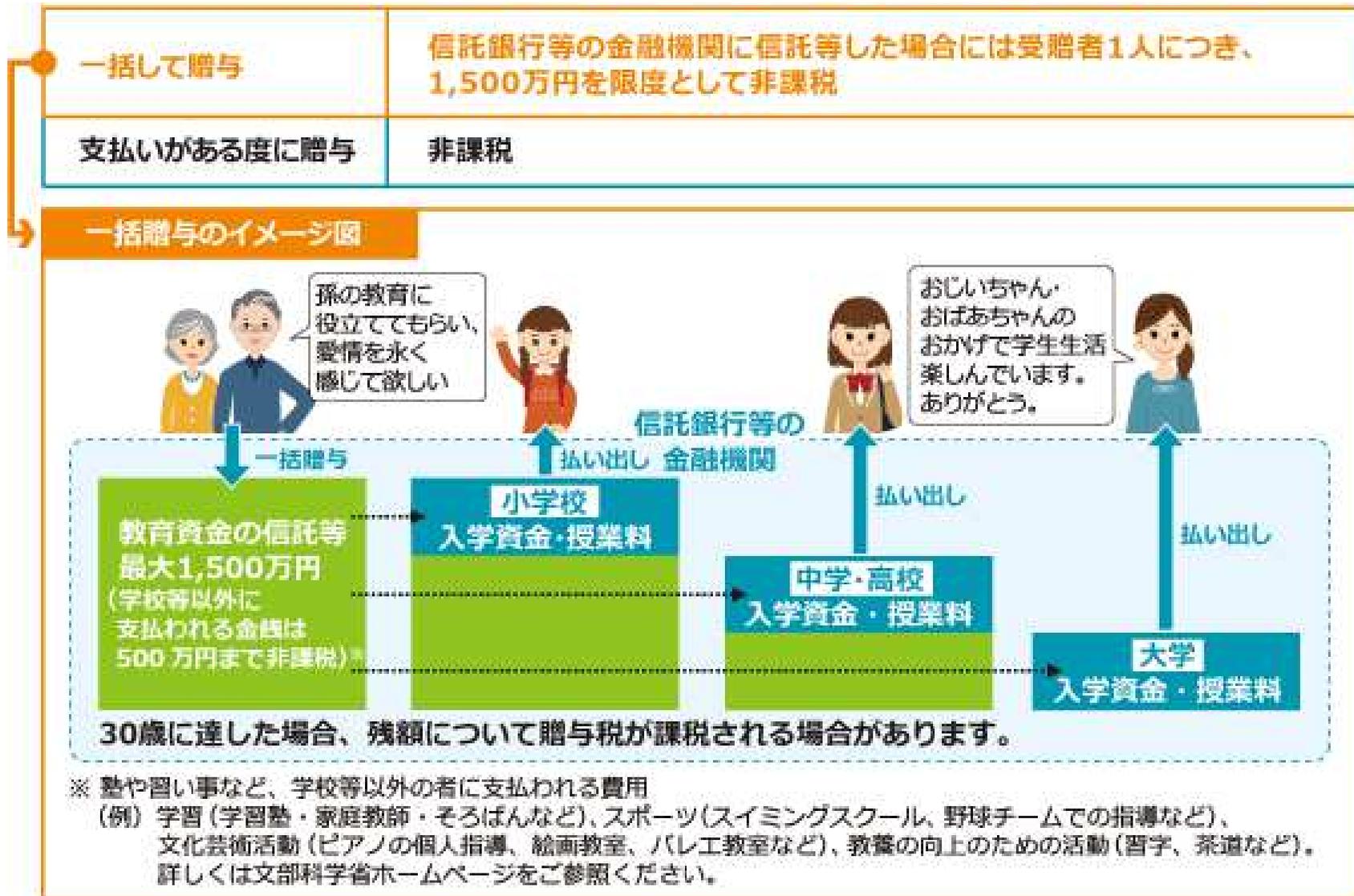
■以下、元号読み替えの必要あり

平成31年：令和元年

平成32年：令和2年

平成33年：令和3年

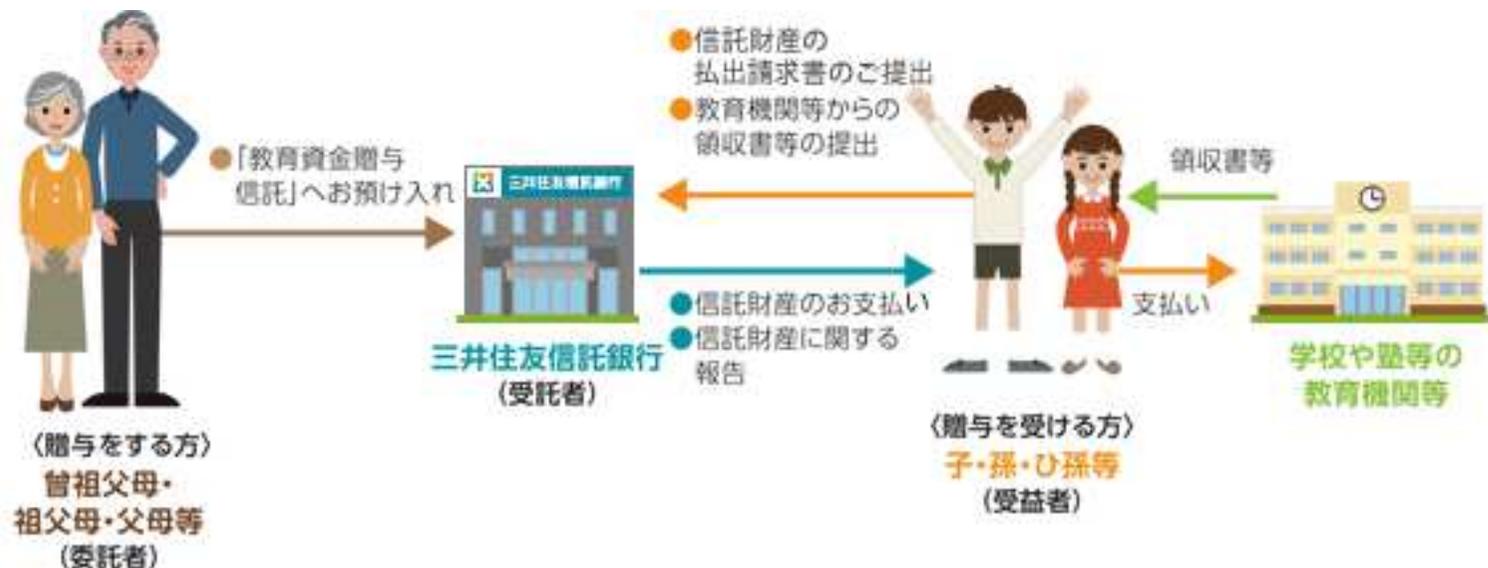
教育資金贈与信託（商事信託）



出所：三井住友信託銀行HPより

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

教育資金贈与信託（商事信託）



出所：三井住友信託銀行HPより

領収書払い

教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等の必要書類を当社にご郵送（またはご来店）にてご提出いただけます。ご提出いただく領収書等は、信託契約日以降、かつ領収書等に記載の支払日から1年以内のものに限ります。



当社宛てにご提出いただく必要書類

- 教育資金贈与信託 払出請求書
- 教育機関からの領収書等（コピー不可）
- 贈与を受ける方の金銭信託通帳

1. 期間延長

平成31年（2019年）3月31日 → **平成33年（2021年）3月31日**まで

2. 受贈者の所得制限

信託等する日の属する年の前年の**受贈者の合計所得金額が1,000万円超**の場合は、適用を受けることができない

（コメント）

受贈者が孫・曾孫などの場合、この所得制限はそれほど影響を与えないと推測

3. 教育資金の範囲

学校等以外の者への支払（学習塾やスポーツ・ピアノ等の習い事）は500万円までの制限があった。しかし、いずれであったとしても30歳までの支払である場合は認められた。

➡ 23歳以上の支払については、これまでどおりの学校等への支払に加え、学校等以外の者への支払については、**学校等に関連する費用を除くと教育訓練給付金の支給対象となる支払いに限定される。**

（コメント）

2019年7月1日以降に支払った習い事費用から、非課税の対象外とされるため、既に教育資金を始めている人も適用される

4. 契約終了日までに贈与者が死亡した場合

期間終了までの間に贈与者が死亡した場合においても、相続時点の管理残額は相続税の課税対象とはならなかった。

→ 死亡前3年以内に信託等された部分のうち死亡日の管理残額に対応する部分については、相続財産に含まれることとなる。

ただし、贈与者の死亡時に次の3つのいずれかの要件に該当する場合は含まれない。

- ① 受贈者が23歳未満の場合**
- ② 学校等に在学している場合**
- ③ 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合**

（コメント）

19歳以下のお孫さんに贈与をする場合、3年経過しても22歳であるため問題なし。
2019年4月1日以降に行われた教育資金贈与について適用される。それ以前に行っている贈与については関係ありませんので、3年以内に相続が発生しても影響ありません。

5. 信託終了事由

教育資金の制度の終了事由の1つとして、「受贈者が30歳に達した日」というものがあり

➡ 30歳時点で以下①②のいずれかに該当する場合は、契約が終了せず、1年を通して以下①②に該当する期間がない年の12月31日か受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に契約が終了するとされる。

①学校等に在学している場合

②教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

（コメント）

学校は大学や大学院だけでなく、専門学校や各種学校も含まれることから、**継続して学び続けると40歳までこの制度を利用できる。**

2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合に適用される。

「結婚・子育て資金贈与の非課税制度」とは？



1,000万円まで 贈与税が非課税

20歳以上50歳未満の贈与を受ける方1人あたり、1,000万円までの結婚・子育て資金の一括贈与が非課税になります。



贈与資金を 信託することが必要

贈与を受ける方から金融機関等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書をご提出いただきます。



期間限定

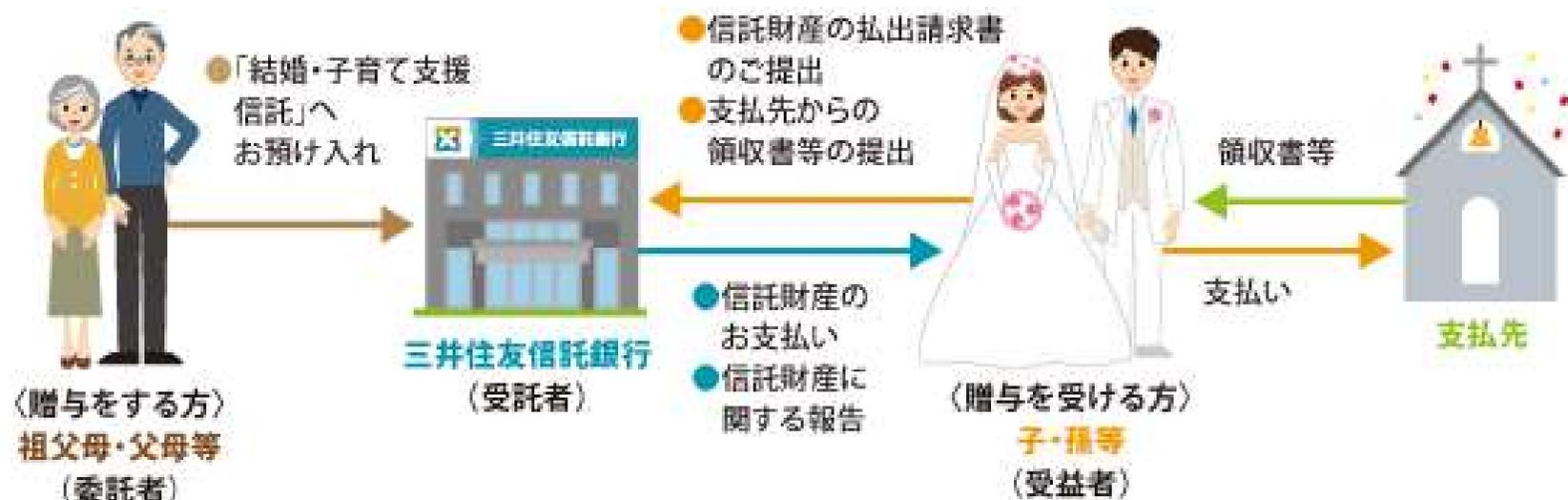
お申し込みいただけるのは、
2015年4月1日から
2021年3月末までとなります。



契約は贈与を受ける方 1人あたり1金融機関 1営業所に限定

出所：三菱UFJ信託銀行HPより

結婚子育て資金贈与信託（商事信託）



領収書払い

結婚・子育てに関する費用の支払いに充当したことを証明する領収書等の必要書類を当社にご郵送（またはご来店）にてご提出いただきます。
ご提出いただく領収書等は、信託契約日以降、かつ領収書等に記載の支払日から1年以内のものに限ります。



当社宛てにご提出いただく必要書類

- 結婚・子育て支援信託 払出請求書
- 領収書等（コピー不可）
- 各費用ごとに定められた要件を満たす確認書類
- 贈与を受ける方の金銭信託通帳

出所：三井住友信託銀行HPより

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

贈与税の配偶者控除（相法21の6）

■ 適用要件

1. 婚姻期間が20年以上である夫婦間で贈与が行われたこと
2. 配偶者から取得した財産が、配偶者自ら住むための国内の居住用不動産であることまたは居住用不動産を購入するための金銭であること
3. 贈与年の翌年3月15日までに贈与により取得した国内の居住用不動産または贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に受贈者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

■ 3年以内贈与加算の対象となるか？

加算対象から除外されている（ただし、2,000万円を超える部分の金額は生前贈与加算の対象）

■ 実務上のポイント

- ① 居住用不動産は土地だけでなく、若干の割合でもよいので建物も贈与しておく。
∵ 将来3,000万円控除を適用する際に、夫婦のダブル適用を可能にしておくため
- ② 移転コストが生じることをクライアントに説明しておく

■ 必ず節税になるか？

配偶者税額軽減（相続税）、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用を考えた場合、必ずしも節税になるとは限らない。

■ 相法19① と 相法21の2④ との関係検証

（相続開始前三年以内に贈与があつた場合の相続税額）

第十九条 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前三年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（**第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三及び第二十一条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産を除く。）に限る。**以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十五条から前条までの規定を適用して算出した金額（当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するもののうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。

一 当該贈与が当該相続の開始の前年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。同項の規定により控除された金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の前年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）。同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

（贈与税の課税価格）

第二十一条の二 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

2 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第一条の四第一項第三号又は第四号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

3 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第一条の四第一項第一号の規定に該当し、かつ、同項第三号若しくは第四号の規定に該当する者又は同項第二号の規定に該当し、かつ、同項第三号若しくは第四号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産で政令で定めるものの価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内に贈与により取得した財産で政令で定めるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4 相続又は遺贈により財産を取得した者が**相続開始の前年において**当該相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

+ α 3年内贈与加算（贈与税の配偶者控除との関係）

■ 相法19① と 相法21の2④ との関係検証

・相法19

第1項：相続開始前3年以内の贈与を相続税の課税価格への取込（**特定贈与財産除く**）

第2項：相法21の6（配偶者控除適用分）

・相法19①

→ 相法21の2①②③のみ取込

→ 相法21の2④を取込せず

・相法21の2④

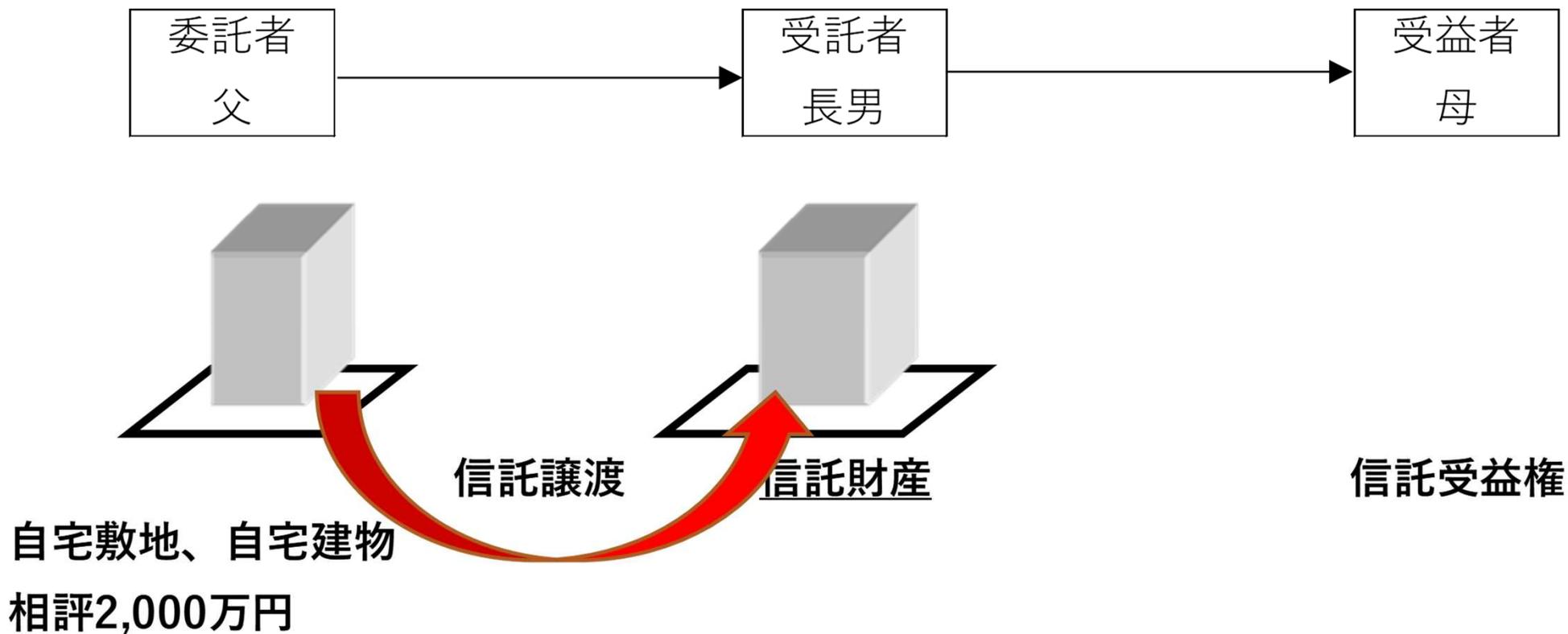
→ 相続開始年の贈与につき、相法19の規定により相続税の課税価格に加算されるものは贈与税の課税価格に算入しない

→ つまり、相続開始年の贈与につき相続税の課税価格に算入されたものは・・・贈与税申告不要

→ 逆に、**相続開始年の贈与につき相続税の課税価格に算入されなかったは・・・贈与税申告必要**

→ **相続開始年の配偶者控除は相続税の課税価格に算入されなかったため、贈与税申告必要**

他益信託（贈与税の配偶者控除）（相法9の2）



他益信託（贈与税の配偶者控除）（相法9の2）

相基通21の6-9（信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用）
受贈配偶者の取得した信託に関する権利（法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。）で、当該信託の信託財産に属する資産が次に掲げるいずれかのものである場合には、当該信託に関する権利（次に掲げるいずれかのものに対応する部分に限る。）は、居住用不動産に該当することに留意する。（平19課資2-5、課審6-3追加、平28課資2-13、課審7-9改正）

- (1) 当該信託の信託財産に属する土地等又は家屋が居住用不動産に該当するもの
- (2) 当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭により、当該信託の受託者が、信託財産として取得した土地等又は家屋（当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭（法第21条の6第1項に規定する配偶者から贈与により取得した金銭に限る。）により取得したもので、かつ、当該金銭に対応する部分に限る。）が居住用不動産に該当するもの

この場合において、受贈配偶者が、法第21条の6第2項の規定により贈与税の申告書に添付すべき法施行規則第9条第2号に掲げる居住用不動産に関する登記事項証明書その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するものについては、上記(1)の場合には、当該土地等又は家屋に係る信託目録が含まれた登記事項証明書その他の書類で不動産登記法（平成16年法律第123号）第97条第1項各号に掲げる事項を明らかにするもの、上記(2)の場合には、当該信託の受託者が信託財産として当該土地又は家屋を取得したことを明らかにするものが必要であることに留意する。

特定障害者に対する贈与税の非課税（相法21の4）

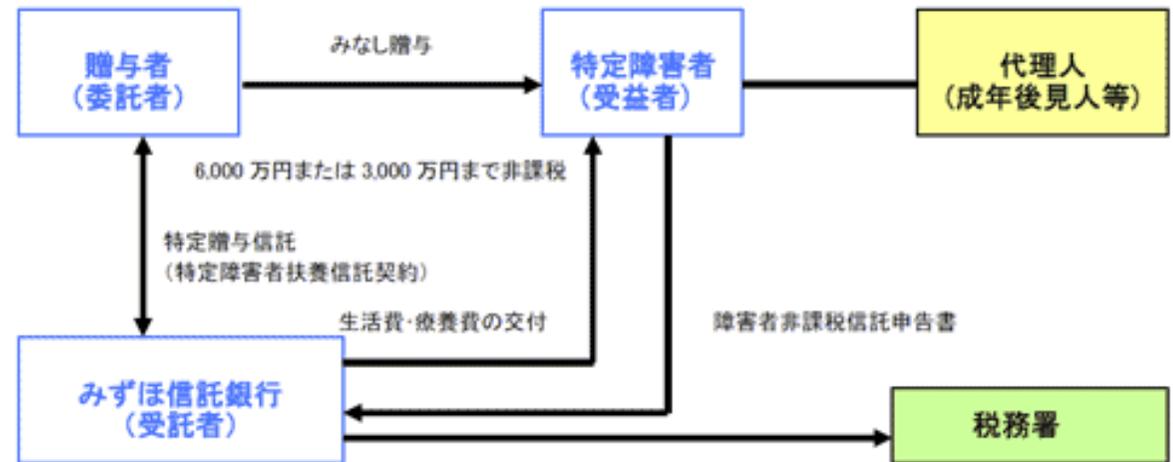
■ 趣旨

障害者の生活の安定を図るため

■ 概要

信託契約の締結により特定障害者が信託受益権を取得した場合であっても、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者の場合は3,000万円）までの部分の贈与税額が非課税となる。

特定贈与信託の仕組み



出所：みずほ信託銀行HPより

■ 税務以外のメリット

財産を信託するので、第三者が勝手に財産を浪費したり、保管場所を忘れたり、盗難にあうといったリスクを回避することが可能

■ 信託財産の範囲

金銭、有価証券、金銭債権、立木・その林地、賃貸用不動産、居住用不動産（特定障害者の居住用の用に供する不動産で、これらのいずれかとともに信託されるもの）となる（相令4の11）。

扶養義務者からの贈与Q&A（国税庁：H25.12発表）

■ 所得税法

扶養義務履行のため給付される金品の範囲内であるもの	所得税非課税	所法9①十五
個人からの贈与により取得するもの	所得税非課税	所法9①十六

■ 相続税法

扶養義務履行のため給付される金品の範囲内であるもの	贈与税非課税	相法21の3①二
扶養義務履行のため給付される金品の範囲内で超えるもの	贈与税 課税	
個人からの贈与により取得するもの		

■ 相法21の3①二（贈与税の非課税財産）

次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

■ 相基通21の3-5（生活費及び教育費の取扱い）

法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として**必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産**をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を**預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のもの**として取り扱うものとする。（平15課資2-1改正）

■相基通21の3-3（生活費の意義）

法第21条の3第1項第2号に規定する「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものとして取り扱うものとする。（昭50直資2-257改正、平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

なお、具体的にどの程度のものまで生活費として認められるかについては、一律に決めることは適用ではなく、その者その者の個々の事情に即して社会通念に従って判断すべきものと考えられる。

■相基通21の3-4（「教育費」の意義）

法第21条の3第1項第2号に規定する「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないのであるから留意する。（平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

教育費のうちには、小学校、中学校の義務教育費に要するもののみでなく、広く、幼稚園、高校、大学、各種学校等義務教育以外の教育の要するものも含まれることとなる。

■相基通21の3-5（生活費及び教育費の取扱い）

法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として**必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産**をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を**預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のもの**として取り扱うものとする。（平15課資2-1改正）

→ 相続税法基本通達逐条解説

なお、離婚又は認知があったような場合においては、その離婚又は認知に関して子の親権者又は看護者とならなかった父又は母から生活費又は教育費に充てるためのものとして子が一括して取得した金銭等については、その額がその子の年齢その他一切の事情を考慮して相当と認められる限り、通常必要と認められるものとして取り扱われる。

■相基通21の3-6（生活費等で通常必要と認められるもの）

法第21条の3第1項第2号に規定する「通常必要と認められるもの」は、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものとする。（平15課資2-1改正）

■ 民法上の扶養義務

民法752条（同居、協力及び扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

民法877条（扶養義務者）

- 1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

民法730条（親族間の扶け合い）

直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

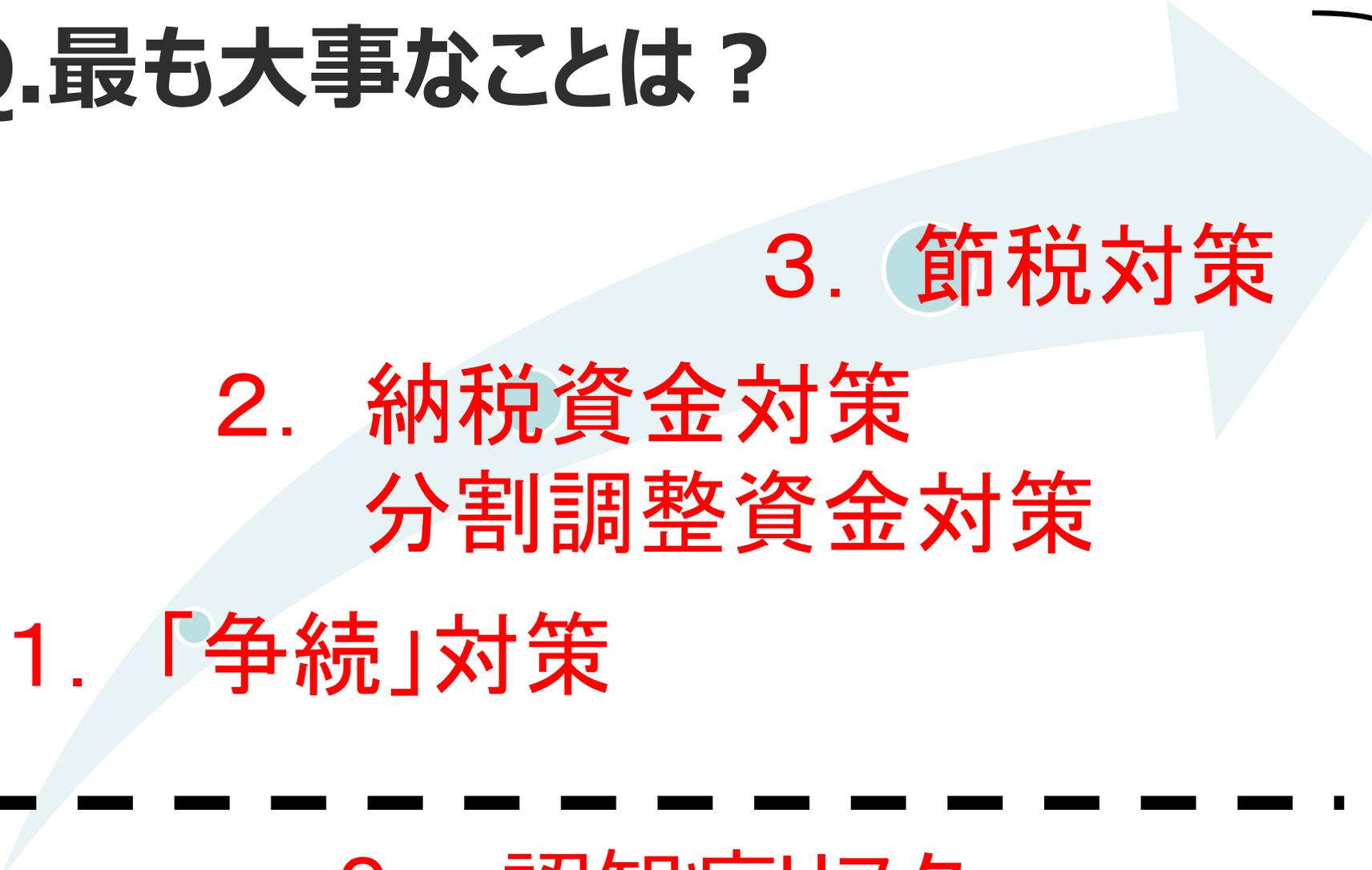
■ 税法上の扶養義務

相基通1の2-1（「扶養義務者」の意義）

相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)第1条の2第1号に規定する「扶養義務者」とは、**配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条((扶養義務者))の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。**なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあっては相続開始の時、贈与税にあっては贈与の時の状況によることに留意する。(平15課資2-1追加、平17課資2-4改正)

生前贈与概要 ～ コンサルタント感覚 ～

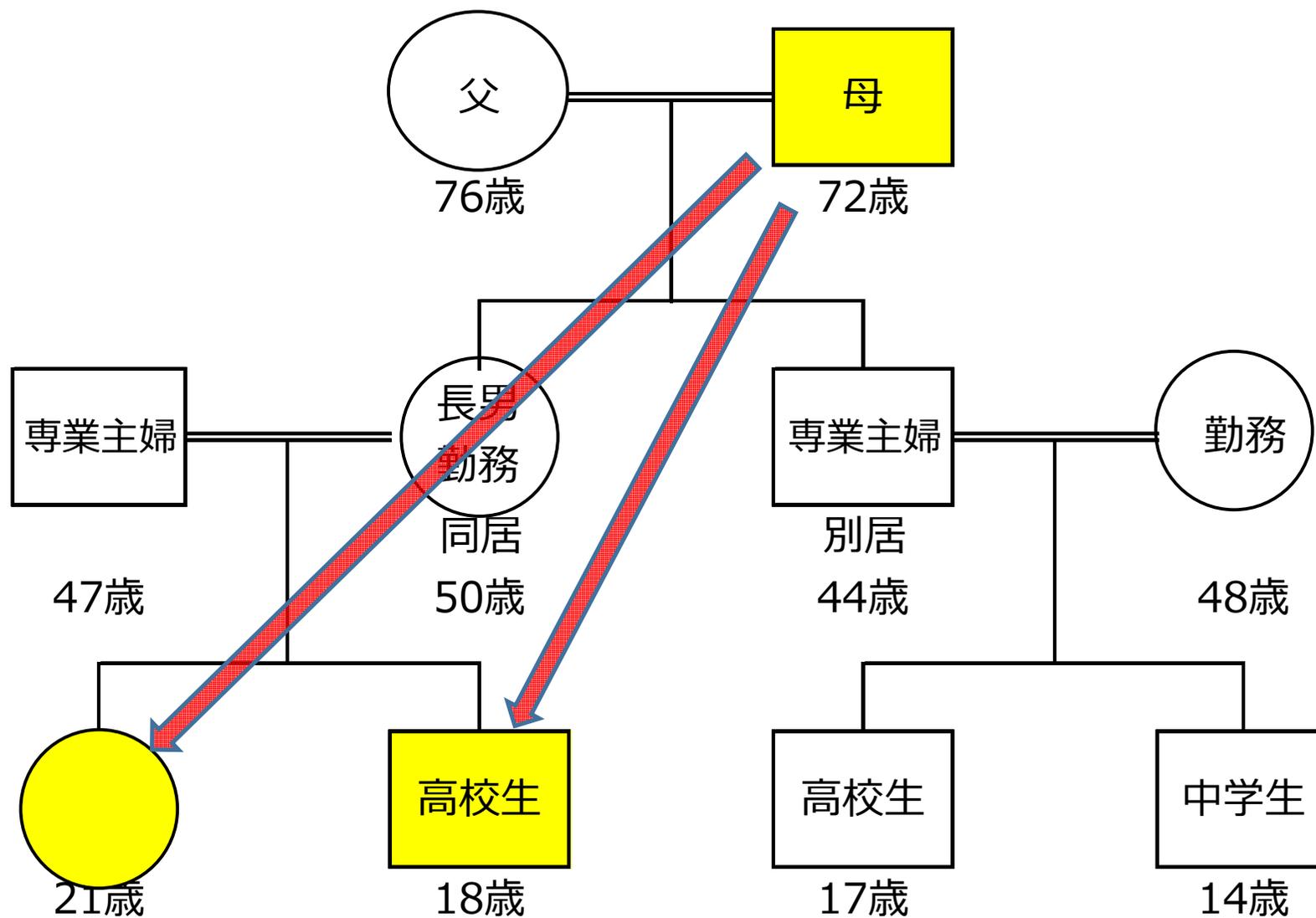
Q.最も大事なことは？

- 
1. 「争続」対策
 2. 納税資金対策
分割調整資金対策
 3. 節税対策

感情論

0. 認知症リスク

問題点の検証（生前贈与）



1. 特別受益の持ち戻しに注意

➡ 節税にはなるが、他の親族との遺恨を残す結果となる場合がある

2. 受贈者側の生活感を墮落させる可能性あり

➡ 受贈した資金をアテにせず当該資金を留保する仕組みが必要

3. 贈与資金を「生きたお金」にするために資金用途特定が必要

➡ 何のために使ってほしいのかを明確にして贈与すべき

4. 親族内で贈与の存在をオープンにする

➡ 疑心暗鬼にならないように

5. 認知症の親からは贈与を実行しない

➡ 対 課税庁だけでなく、対 親族への配慮する

個人財産と法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（賃貸紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

本当に債務はこれだけか？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××	父 60%	母 40%
建物（建附）			
構築物等			
土地			
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		

（特別受益者の相続分）

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは**生計の資本として贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 **被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**

4 **婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。**

第九百四条 前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時ににおいてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

- ➔ 特別受益の問題 = 遺産分割によって誰がどの財産を取得するかを決める場面
- ➔ 具体的相続分の計算
- ➔ 相続人への生前贈与：遺留分改正（2019.7.1～）原則10年戻しとは異なり何年前でも戻すことに・・・

- ➔ 贈与契約書「当該贈与は贈与者の相続開始時に特別受益の持ち戻し免除とする」旨を記載
- ➔ 遺言における記載（包括的な記載）
遺言者は、民法903条第1項に規定する相続財産の価額の算定に当たっては、遺言者が生前相続人にした贈与に係る財産の価額は、相続財産の価額に加えないものとする。

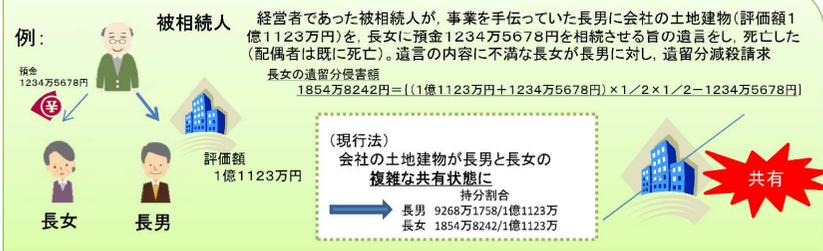
遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ



3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)
 遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
 同じ事例では、長女は長男に対し、
 1854万8242円 請求できる。



■ 遺留分制度の見直し（左記以外）

- 改正後民法1044条①③ → 遺留分算定基礎 1（特別受益）
- 相続人に対する特別受益の持戻し期間が10年間となった（③）
- ただし、①（当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても同様とする）あり
- 「**損害を加えることを知って**」とは、「遺留分権利者の遺留分を侵害することを認識しており、その後将来にわたって財産が増加する可能性が少ないことを認識してなされたもの」（**双方害意**）

☑ 影響

- 特に、事業承継案件には今後重大な影響を及ぼす
- 金銭債権化により資金確保できなければ譲渡税の可能性も（注意：所得税基本通達33-1の6）

☑ 対応策

- 金銭債権化されたことにより、金銭確保のための生命保険が必須
- 遺留分を減少させるための方策としても生命保険は必須
つまり、代償交付金として生命保険を使用

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）**」とする。

（遺留分侵害額の請求）

第千四十六条 **遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。**

2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額

二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

➔ 遺留分の問題 = 遺言や相続開始前の財産処分によって最低限の遺産さえ取得できない相続人が出てきた場面

所得税基本通達33-1の6（+a 38-7の2）

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）

33-1の6 民法第1046条第1項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産**（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）**の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡した**こととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

（注）当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7の2参照

→ 民法の整理 : **物の直接返還** から **金銭支払** へ
→ 税務上の考え方の変化 : **物の返還（相続税の範疇）** から **代物弁済（譲渡税の範疇）** へ

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）

38-7の2 民法第1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

（例）

相続人乙の遺留分侵害額請求に対して、相続人甲が金銭以外の資産（自社株や不動産）を相続人乙へ支払う場合

1. 取扱い

その資産の移転は、相続人甲の譲渡所得となる。

2. 相続人甲の譲渡所得計算

（1）総収入金額

遺留分侵害額請求により消滅した債務の額（所基通33-1の6）

（2）取得費

相続人甲がその資産の取得に要した費用（不明の場合：上記（1）の5%）

3. 相続人乙が相続人甲から取得した資産の取得費

遺留分侵害額請求により消滅した債務の額（所基通38-7の2）

4. 改正適用時期

令和元年7月1日以後に開始した相続に係る遺留分侵害額の請求により適用

生前贈与が「現金」のケース

1. 各種特例を使った贈与

➡ キャッシュリッチ、土地や株式の売却代金など

2. 住宅ローン返済資金（子供の支援）

➡ 特例適用なし。暦年贈与で実行。

3. 遺留分放棄のための資金贈与

➡ 多額の場合には、精算課税選択（相続税の納税資金確保必須）

4. 法人（赤字会社）への資金贈与

➡ 法人に繰越欠損金が多額にあり第三者からの借入がある場合に実行

5. 特別寄与分（民法改正）を使用しないための贈与

➡ 心情的な問題と資金を受領すると相続税申告書へ登場することの回避

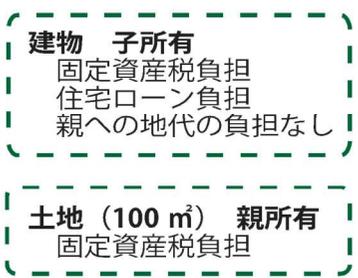
生前贈与が「不動産」のケース

親所有敷地の生前贈与 (アーバンスペース(株)HPより)

ケーススタディ

子どもが親の土地の上に自宅を建築
 建築資金は住宅ローン
 不動産取得税等の特例適用はなし
 家族構成：父、母、子の3人
 父の財産：4,000万円 (土地含む) 路線価：100,000/㎡
 母の財産：なし

路線価：100,000/㎡
 固定資産税評価：800万円



生前贈与する		贈与税	登録免許税 (名義変更に伴うもの)	不動産取得税 (名義変更に伴うもの)	その他
①	一括贈与	(特例税率適用) $(100,000 \text{ 円} / \text{㎡} \times 100 \text{ ㎡} - 110 \text{ 万円}) \times 30\% - 90 \text{ 万円} = 177 \text{ 万円}$	800万円 × 2% = 16万円	800万円 × 3% = 24万円	司法書士手数料 (1回のみ) 税理士手数料 (確定申告1回のみ)
②	相続時精算課税贈与	$100,000 \text{ 円} / \text{㎡} \times 100 \text{ ㎡} - 2,500 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$ ※土地贈与後 3,000万円となりますが、相続時に土地贈与分 1,000万円を戻しても 4,000万円のままであるので相続税はかかりません。	800万円 × 2% = 16万円	800万円 × 3% = 24万円	司法書士手数料 (1回のみ) 税理士手数料 (確定申告1回のみ)
③	暦年贈与 (10年)	$(100,000 \text{ 円} / \text{㎡} \times 100 \text{ ㎡}) \div 10 \text{ 年} - 110 \text{ 万円} = 0 \text{ 円} (\times 10 \text{ 回分})$	100万円 × 2% = 2万円 (×10回分)	100万円 × 3% = 3万円 (×10回分)	司法書士手数料 (×10回分)
相続で引き継ぐ		相続税	登録免許税 (名義変更に伴うもの)	不動産取得税 (名義変更に伴うもの)	その他
④	父死亡	$4,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人}) = 0 \text{ 円}$	800万円 × 0.4% = 3.2万円	0円	司法書士手数料 (1回のみ) 税理士手数料 (相続税申告1回のみ)

※①②③の場合、子どもの住宅ローンが残っていたら、贈与する前に抵当権者である金融機関の了解が必要となります。
 ※父の財産が多額の場合には、②は相続税対策となりません。
 ※①②につき、贈与後は子どもが固定資産税を負担しなければなりません。父が固定資産税を払えば子どもへの贈与となりますが、年間110万円までであれば贈与税は課税されません。



(税理士法人レディング 代表税理士 木下勇人)

■ 実務上の留意点

1. 子が親の所有家屋の増改築費用を負担した場合

→民法242条（不動産の付合）により、子から親への贈与となる。

■ 回避策

- 1) 建物評価の『リフォーム資金に見合う持ち分』を子名義に変えてリフォームを行う
- 2) 『建物全て』を子名義に移転登記を行い、所有権を取得しておく

2. 収益物件を贈与した場合の底地評価

→贈与しても貸家建付地の評価は変わらない

→ただし、入居者が変わったら自用地評価となる。

使用貸借通達4（使用貸借に係る土地等の上に存する建物等を相続又は贈与により取得した場合）

使用貸借に係る土地の上に存する建物等又は使用貸借に係る借地権の目的となっている土地の上に存する建物等を相続又は贈与により取得した場合における相続税又は贈与税の課税価格に算入すべき価額は、当該建物等の自用又は貸付けの区分に応じ、それぞれ当該建物等が自用又は貸付けのものであるとした場合の価額とする。

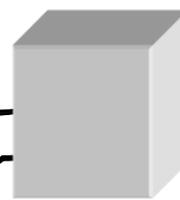
収益建物の負担付贈与

建物：

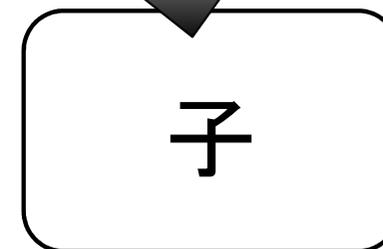
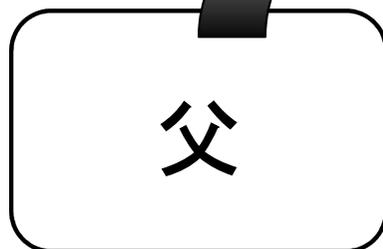
- ①残存簿価：300万円
- ②固定資産税評価額：600万円
- ③時価：1,000万円



借入金：
800万円



子が父の借入金を負担する代わりに、父から収益建物（賃貸倉庫）を贈与してもらう。



■父の課税関係（譲渡税）

借入金800万円（時価）－残存簿価300万円＝500万円
500万円×20.315%＝101.575万円

■子の課税関係（贈与税）

時価1,000万円－借入金800万円－110万円＝90万円
90万円×10%＝9万円

贈与税の配偶者控除（相法21の6）

（贈与税の配偶者控除）

第二十一条の六 その年において贈与によりその者との婚姻期間が二十年以上である配偶者から専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋でこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「居住用不動産」という。）又は金銭を取得した者（その年の前年以前のいずれかの年において贈与により当該配偶者から取得した財産に係る贈与税につきこの条の規定の適用を受けた者を除く。）が、当該取得の日の属する年の翌年三月十五日までに当該居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までに当該金銭をもつて居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から二千万円（当該贈与により取得した居住用不動産の価額に相当する金額と当該贈与により取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が二千万円に満たない場合には、当該合計額）を控除する。

2 前項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に、前項の規定により控除を受ける金額その他その控除に関する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき同項の規定の適用を受けていない旨を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 前二項に定めるもののほか、贈与をした者が第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当するか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

贈与税の配偶者控除（相規9）

（贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の添付書類）

第九条 法第二十一条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し（法第二十一条の六第一項の財産の贈与を受けた日から十日を経過した日以後に作成されたものに限る。）

二 法第二十一条の六第一項の財産の贈与を受けた者が取得した同項に規定する居住用不動産に関する登記事項証明書その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの

→ **太字**は平成28年度税制改正事項

→ 特例の適用を受けるための手続：一定の書類を添付のうえ、贈与税申告

→ 改正前の添付資料である登記事項証明書：贈与による所有権移転登記がされたものであることまでは要求されていない

→ 所有権移転登記前の登記事項証明書が申告書に添付される事案が散見された

→ したがって、実際に居住用不動産の取得の事実が確認できない場合への対処

→ 想定される添付資料は・・・

・贈与による取得の事実が判明できる所有権移転登記後の登記事項証明書

・贈与契約書等

贈与税の配偶者控除（相令4の6） + α

（贈与税の配偶者控除の婚姻期間の計算及び居住用不動産の範囲）

第四条の六 法第二十一条の六第一項に規定する贈与をした者が同項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当するか否かの判定は、**同項の財産の贈与の時の現況によるものとする。**

2 法第二十一条の六第一項に規定する**婚姻期間**は、同項に規定する配偶者と当該配偶者からの贈与により同項に規定する居住用不動産又は金銭を取得した者との婚姻につき**民法第七百三十九条第一項（婚姻の届出）の届出があつた日から当該居住用不動産又は金銭の贈与があつた日までの期間（当該期間中に当該居住用不動産又は金銭を取得した者が当該贈与をした者の配偶者でなかつた期間がある場合には、当該配偶者でなかつた期間を除く。）**により計算する。

3 法第二十一条の六第一項の規定により金銭を取得した者が当該金銭をもつて信託に関する権利（法第九条の二第六項ただし書に規定する信託に関する権利を除く。）を取得した場合には、当該信託の信託財産に属する資産を取得したものとみなして、法第二十一条の六の規定を適用する。

→ 第2項の婚姻期間は「贈与登記が完了した日」「贈与した年の12月31日」「贈与申告書の提出期限」でもなく「**贈与日**」

相基通21の6-7

（贈与税の配偶者控除の場合の婚姻期間の計算）

21の6-7 法第21条の6に規定する婚姻期間を計算する場合において、その計算した婚姻期間に1年未満の端数があるときであっても、その端数を切り上げないのであるから留意する。したがって、その婚姻期間が19年を超え20年未満であるときは、贈与税の配偶者控除の適用がない。（昭46直審（資）6追加、昭50直資2-257改正）

→ 婚姻期間が19年10カ月であった場合、適用なし

長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策

1. 見直しのポイント

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。

- ➡ このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多い。
- ➡ 遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる（法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する）。

2. 現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。

➡ 被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

（事例） 相続人 配偶者と子2名（長男と長女）
 遺産 居住用不動産（持分2分の1）2000万円（評価額）
 その他の財産 6000万円
 配偶者に対する贈与 居住用不動産（持分2分の1）2000万円

生前贈与
 遺産の先渡しを受けたものと取り扱われる

配偶者の取り分を計算する時には、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、
 $(8000万円 + 2000万円) \times 1/2 = 5000万円$
 $5000万円 - 2000万円 = 3000万円$ となり、
 最終的な取得額は、
 $3000万円 + 2000万円 = 5000万円$ となる。
 結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

被相続人
 長女 長男 配偶者

3. 制度導入のメリット

このような規定（被相続人の意思の推定規定）を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。 ➡ 贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。

生前贈与
 遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし

同じ事例において、生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、
 $8000万円 \times 1/2 = 4000万円$ となり、
 最終的な取得額は、
 $4000万円 + 2000万円 = 6000万円$
 となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

被相続人
 長女 長男 配偶者

■ 概要

- ➔ 贈与税の配偶者控除との違いに留意（下線部分）
 改正民法では、「居住用不動産（建物又はその敷地）の贈与又は遺贈」「配偶者居住権の遺贈」が対象
 相続税法では、「居住用不動産の贈与」「居住用不動産を取得するための金銭の贈与」が対象
- ➔ 上記金銭贈与の場合には、持戻しリスクは残る点に留意
- ➔ 今後、贈与税の配偶者控除の適用を検討する際には、本規定の存在も併せてご案内すると、贈与税の配偶者控除も進むものと考えられます。

☑ 影響

- ➔ 贈与税の配偶者控除を使って生前贈与をした場合、これまでは、原則として持戻し免除の推定はなかったが、今後は推定規定が働く
- ➔

✓ 対応策

- ➔ あくまで「推定規定」であるため、持戻し免除が必要な場合には、遺言に「明示的にその旨」を記載する

生前贈与が「株式」のケース

1. 値下がりした上場株式等の贈与

➡ 将来値上がり時に売却可能性あり

2. 自社株の贈与（配当還元が使える人）

➡ ただし、本家グループでは事業承継対策としてはNG。分家で可能性あり

3. 自社株の贈与（暦年贈与）

➡ 事業承継税制を使わない場合、毎年の積み重ね

4. 自社株の贈与（相続時精算課税）

➡ 事業承継税制を使わない場合、将来業績が上がる可能性があれば

5. 自社株の贈与（事業承継税制適用）

➡ 詳細は後述

生前贈与が「その他財産」のケース

1. 会社貸付金

➡ 事業承継者（家族含む）のみへの贈与実施

2. 生命保険契約の贈与（正確には「契約者変更」：次頁）

➡ 一時払終身保険などに加入後、契約者変更。その後、減額処理。

3. 値下がりしている資産の贈与

➡ 金などの価格変動リスクのある商品を値下がり時に贈与

4. 金銭出資＋賃貸物件購入＋株式贈与

➡ 賃貸物件購入後3年経過すると株価は大幅に下がる

CF：市街化調整区域の農地

➡ 近く市街化区域に編入される場合は贈与可能？

生命保険契約について契約者変更があった場合

【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになりますか。

【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、**契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません**。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を**解約**し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から**贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税**されます。

【関係法令通達】

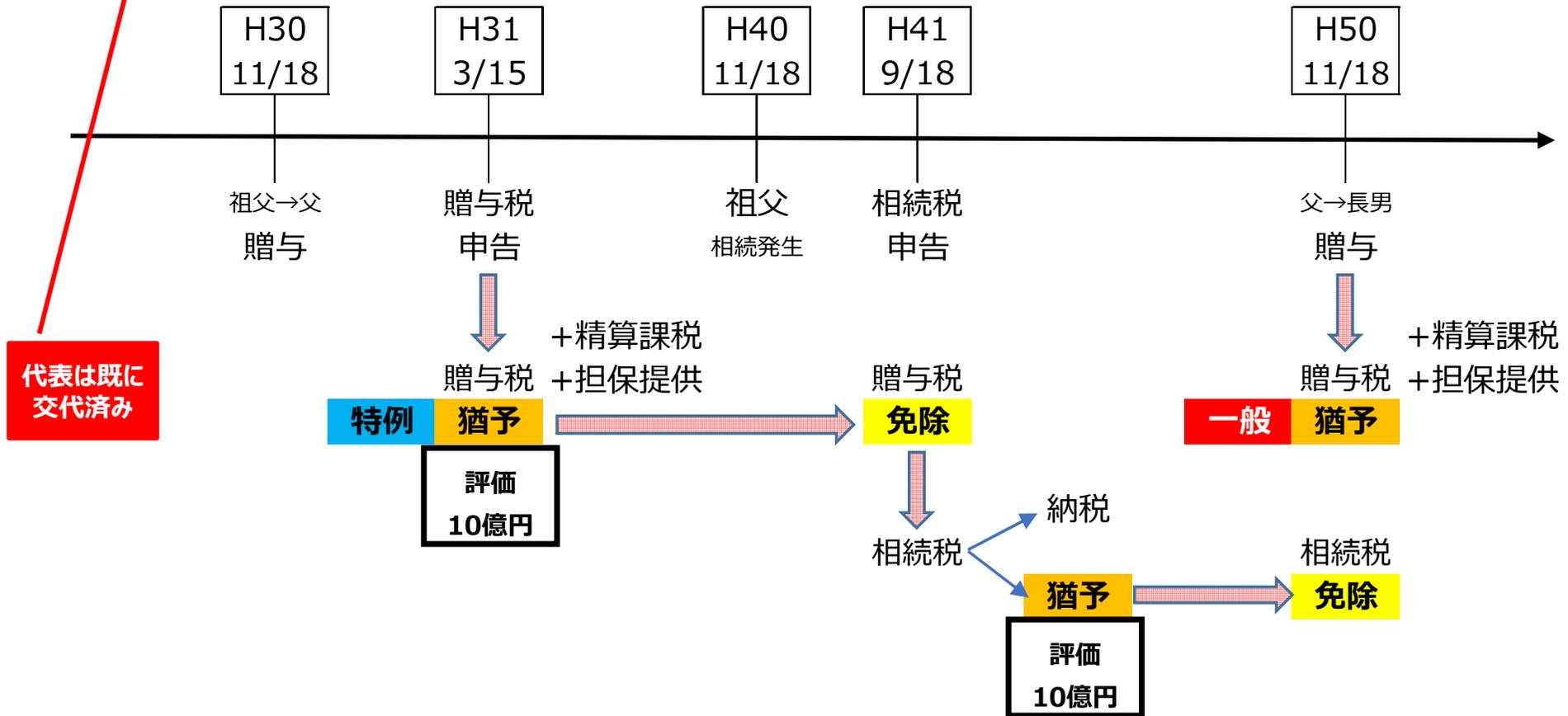
相続税法第5条第2項

相続税法基本通達3-36

贈与税の納税猶予
(株式・農地・個人事業)
と
暦年贈与・相続時精算課税贈与
との関係

贈与税の納税猶予（精算課税選択の意味）

歴代社長	年齢	年齢	年齢
祖父（先代）	80歳	90歳	
父（現）	55歳	65歳	75歳
長男（次）	25歳	35歳	45歳



一般事業承継税制 ～財務省～

事業承継税制の主な改正の経緯

創設時 (平成21年度改正)	平成25年度改正	平成29年度改正
承継後5年間、毎年8割の雇用を維持	承継後5年間平均で8割の雇用を維持 (H27.1.1～)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数の要件（8割維持）の計算上、端数を切り捨て (H29.4.1～) ・災害等の場合に雇用要件等を緩和 (H29.4.1～)
対象となる株式は総株式数の2/3まで		
税額の猶予割合は80%		
後継者が親族の場合のみ	後継者が親族外の場合も適用可 (H27.1.1～)	
贈与後、先代経営者は役員を退任する必要あり	贈与後も先代経営者は役員にとどまれる (H27.1.1～)	
贈与の場合、相続時精算課税の適用不可		贈与の場合、相続時精算課税の適用可 (H29.1.1～)

出典：財務省 平成30年度税制改正の解説

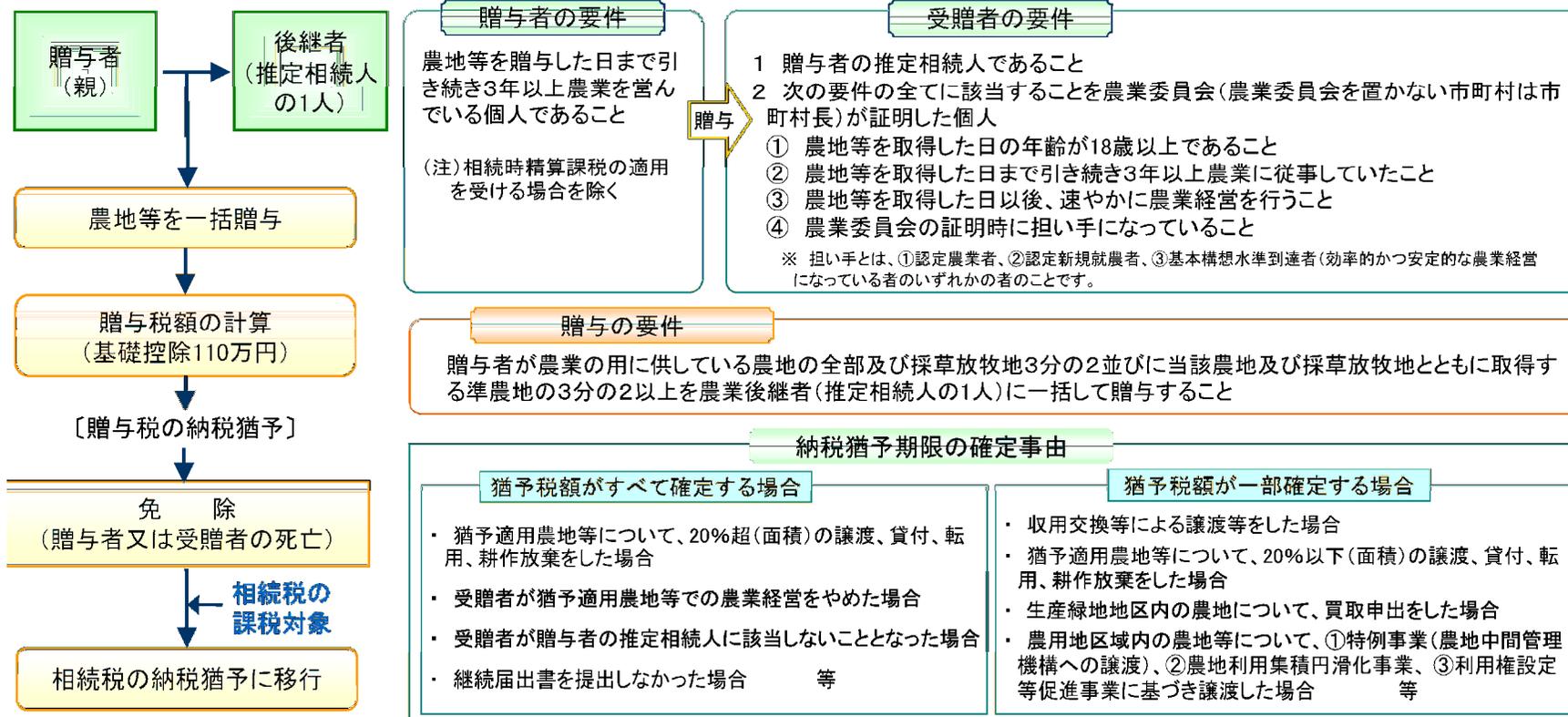
農地の納税猶予制度（贈与税） 農水省HP

農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）

- 贈与税の納税猶予制度は、旧農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、農業後継者の育成等を税制面から支援するために設けられました（昭和39年度創設）。
- 農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地3分の2並びに当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地※の3分の2以上を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。
- 贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地等（農地、採草放牧地、準農地）を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

※ 10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。

贈与税の納税猶予を受けるための要件等



■ 贈与者の条件より検証

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、
次に掲げる場合に該当しない人であること。

イ 贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、推定相続人に対し相続時精算課税を適用する農地等の贈与をしている場合

（注） 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。

ロ 対象年において、今回の贈与以外に農地等の贈与をしている場合

ハ 過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与をしている場合

個人版事業承継税制の概要

■ 特例承継計画書の提出

2019年4月1日～の5年間（2024年3月31日）に都道府県へ『特例承継計画書』の提出

■ 手続等

2028年12月末までに20歳（2022.4.1～は18歳）以上の

- ① 同種事業従事経験3年以上の「認定受贈者（相続人以外も可）」が一括贈与により全ての「特定事業用資産」を取得する。
- ② 一定日までに事業供用・青色開業届出をした場合には、その資産に対する贈与税は猶予される。（1/1～10/15の贈与→10/15まで。10/16～12/末の贈与→贈与日まで。）

■ 「相続時精算課税贈与」の適用

贈与者が贈与年の1月1日現在60歳を超えている場合は、子・孫・養子以外への贈与でもOK

■ 贈与者の死亡時の贈与税免除

「特定事業用資産」を贈与時の価額にて相続したものととして、相続税を計算し、都道府県の確認を経て、相続税の納税猶予に移行可

+ α（負担付贈与通達の不適用：措令40の7の8⑨）

9 前項の特例受贈事業用資産が土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物である場合において同項の価額を計算するときにおける同項の特例受贈事業用資産の価額は、同項の債務の引受けがないものとした場合における価額とする。

■ 企業との法人申告顧問契約を原則取らない、**相続・事業承継専門の税理士法人**

・当法人は企業との法人申告顧問契約を原則取らず、「相続」「事業承継」「不動産」「生命保険」を切り口に問題解決手段に特化した複合的なコンサルティング業務を展開しております。

■ **相続案件の経験は3000件超**という圧倒的な実績

・大規模な相続から小規模な相続まで多種多様な案件の経験があります。



代表社員：木下 勇人

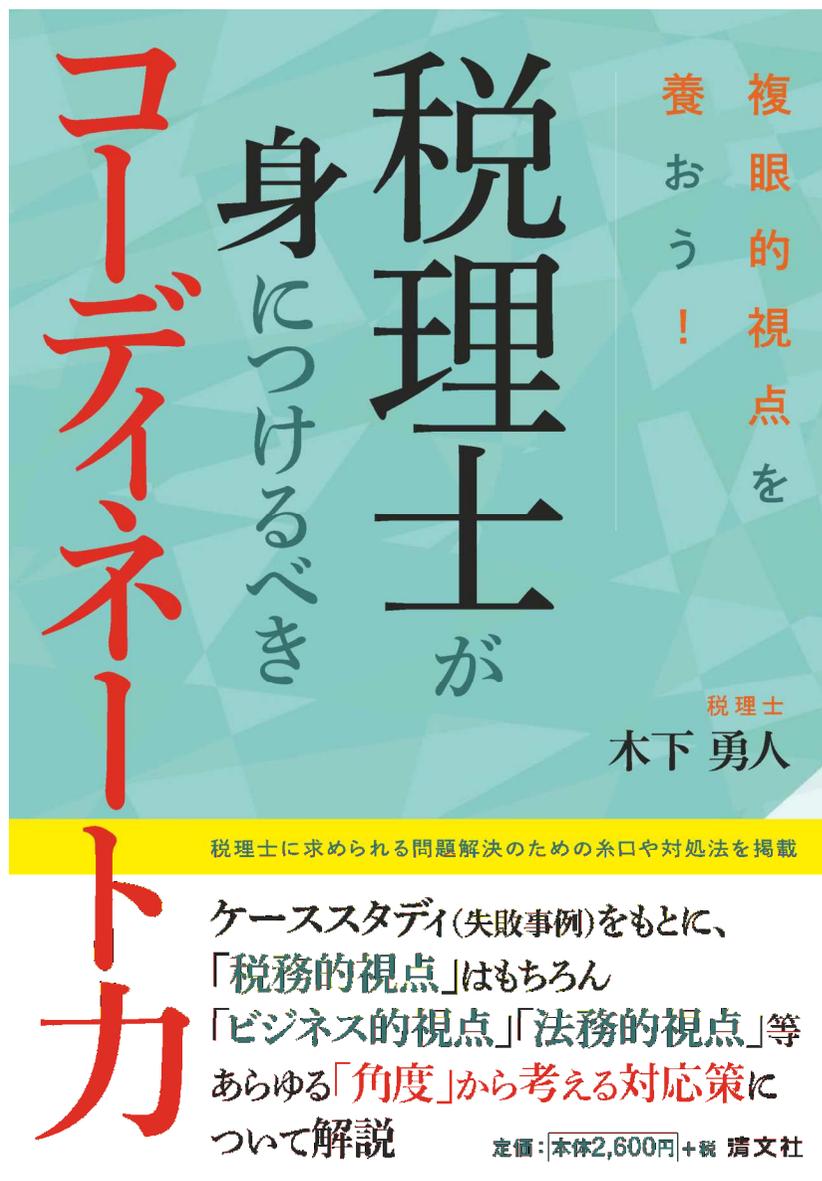
税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F

TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751

URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp



Amazon 税法部門 ランキング1位獲得!

■概要

税理士に求められる問題についてケーススタディをもとに、税務的視点、ビジネス的視点、法務的視点等、あらゆる角度から考える対応策について解説

■目次

- 第1章 総論 税理士が担うべき立ち回り（税理士の立ち位置）
- 第2章 失敗事例から学ぶ対応策
- 第3章 複眼的視点を養おう
- 第4章 特例事業承継税制の複眼的な検証

■著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。